

輸入統計品目表改正

平成27年3月財務省告示第百十六号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
		I	II			I	II
17.03	糖みつ（砂糖の抽出又は精製の際に生ずるものに限る。）			17.03	糖みつ（砂糖の抽出又は精製の際に生ずるものに限る。）		
1703.10	ー甘しや糖みつ			1703.10	ー甘しや糖みつ		
	010 ー飼料用のもの（税関の監督下で飼料の原料として使用するものに限る。）		MT		010 ー飼料用のもの（税関の監督下で飼料の原料として使用するものに限る。）		MT
	020 ーグルタミン酸及びその塩、酵母、リジン、5’-リボヌクレオチド及びその塩その他政令で定める物品の製造に使用するもの		MT		020 ーグルタミン酸及びその塩、酵母、リジン、5’-リボヌクレオチド及びその塩その他政令で定める物品の製造に使用するもの		MT
	090 ーその他のもの		MT		091 ーアルコールの製造用のもののうち、 <u>関税割当制度による数量（以下この項において「共通の限度数量」という。）</u> 以内のもの		MT
					099 ーその他のもの		MT
1703.90	ーその他のもの			1703.90	ーその他のもの		
	010 ー飼料用のもの（税関の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。）		MT		010 ー飼料用のもの（税関の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。）		MT
	020 ーグルタミン酸及びその塩、酵母、リジン、5’-リボヌクレオチド及びその塩その他政令で定める物品の製造に使用するもの		MT		020 ーグルタミン酸及びその塩、酵母、リジン、5’-リボヌクレオチド及びその塩その他政令で定める物品の製造に使用するもの		MT
	090 ーその他のもの		MT		091 ーアルコールの製造用のもので、 <u>共通の限度数量以内のもの</u>		MT
					099 ーその他のもの		MT
50.02				50.02			
5002.00	生糸（よつてないものに限る。）			5002.00	生糸（よつてないものに限る。）		

輸入統計品目表改正

平成27年3月財務省告示第百十六号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
		I	II			I	II
100	一野蚕のもの 一その他のもの ---共通の限度数量以内のもの		KG	100	一野蚕のもの 一その他のもの ---共通の限度数量以内のもの		KG
211	----玉糸 ----その他のもの		KG	211	----玉糸 ----その他のもの		KG
<u>215</u>	----織度が21中のもの		<u>KG</u>	<u>212</u>	<u>-----農林物資の規格化及び品質表示の適正 化に関する法律第2条第3項に規定す る日本農林規格に定める生糸の2Aの 等級のもの</u>		<u>KG</u>
216	----織度が27中及び28中のもの		KG	<u>213</u>	<u>-----その他のもの</u>		<u>KG</u>
217	----その他のもの --その他のもの		KG	216	----織度が27中及び28中のもの		KG
221	----玉糸 ----その他のもの		KG	217	----その他のもの --その他のもの		KG
<u>225</u>	----織度が21中のもの		<u>KG</u>	221	----玉糸 ----その他のもの ----織度が21中のもの		KG
226	----織度が27中及び28中のもの		KG	<u>222</u>	<u>-----農林物資の規格化及び品質表示の適正 化に関する法律第2条第3項に規定す る日本農林規格に定める生糸の2Aの 等級のもの</u>		<u>KG</u>
227	----その他のもの		KG	<u>223</u>	<u>-----その他のもの</u>		<u>KG</u>
				226	----織度が27中及び28中のもの		KG
				227	----その他のもの		KG